

札幌市重症心身障がい児者等地域生活支援事業実施要綱

(平成 26 年 3 月 26 日障がい保健福祉担当局長決裁)

(目的)

第 1 条 札幌市重症心身障がい児者等地域生活支援事業は、重症心身障がい児者又は医療的ケアを必要とする障がい児者を受入れる施設及び事業所の整備促進を図り、保護者の介護負担を軽減することを目的に実施する。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障がい児者等 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児者又は別表に定める医療行為を 1 以上必要とする障がい児者をいう。
- (2) 指定生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 5 条第 7 項に定める生活介護をいう。
- (3) 指定短期入所 障害者総合支援法第 29 条第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 5 条第 8 項に定める短期入所をいう。ただし、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号）第 93 条第 2 項に規定する空床利用型事業所が行う事業を除く。
- (4) 指定共同生活援助 障害者総合支援法第 29 条第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 5 条第 15 項に定める共同生活援助をいう。
- (5) 指定児童発達支援 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める児童発達支援をいう。
- (6) 指定医療型児童発達支援 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に定める医療型児童発達支援をいう。
- (7) 指定放課後等デイサービス 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に基づき市長の指定を受けた同法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に定める放課後等デイサービスをいう。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は、重症心身障がい児者等の受入れを目的に新規設置又は定員の拡大若しくは、特に必要と認められる場合に、指定生活介護、指定短期入所、指定共同生活援助、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行う施設及び事業所（以下「新規設置等事業所」という。）に対して、施設・設備整備又は医療・介護機器等の備品購入（以下「施設整備等」という。）に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付要件)

第4条 本事業による補助金の交付は、次の要件を全て満たす法人を対象とする。

- (1) 重症心身障がい児者等の受入れを目的に新規設置等事業所の施設整備等を行うこと。
- (2) 前号について、国、北海道又は本市の財源による他の補助金を受けていないこと。
- (3) 継続的に複数の重症心身障がい児者等を受入れている法人であること。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、施設整備等に係る経費から寄付金その他の収入額を控除した額を限度とし、その算出方法は次のとおりとする。

補助対象経費 (※)		補助基準額	補助率
施設・設備整備費	施設・設備整備に必要な工事費等	10,000 千円以内	1 / 2
備品購入費	医療・介護機器等の購入費		

※ 補助対象経費は1申請あたり1,000千円以上とする。

- 2 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 第4条の補助金の交付要件を満たす法人が補助を受けようとするときは、「補助金交付申請書」(第1号様式)を市長に提出する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、「補助金交付決定通知書」(第2号様式)により通知する。

(実績報告書の提出)

第8条 前条により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、施設整備等の実施後速やかに「実績報告書」(第3号様式)を市長に提出する。

(現地確認の実施)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときで必要があると認められるときは、計画に沿った施設整備等であるか現地確認を実施する。

(補助金の確定)

第10条 市長は、第8条に規定する実績報告書の内容審査及び前条に規定する現地確認の結果、補助することが適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、「補助金確定通知書」（第4号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する補助金の確定後、補助対象者の請求により支出する。

（調査）

第12条 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的執行を期するため、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

（届出）

第13条 補助対象者が、法人名、法人の代表者及び法人の所在地を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

（市長の承認）

第14条 補助対象者は、著しく事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（補助金の取消し等）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 事業計画を変更し、第4条第1号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽申請等、本事業に係る不正行為があったとき。
- (3) 次条ただし書きの規定に基づき市長が財産処分等を承認し、承認の条件として補助金の返還を求めるとき。

（財産処分等の制限）

第16条 補助対象者は、第10条に規定する補助金を確定した日（以下「補助金確定日」）から5年間、施設整備等の成果物について、目的外使用、廃棄、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、市長がこれを承認した場合はこの限りではない。

（帳簿等の保存年限）

第17条 補助対象者は、補助金確定日から5年間、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 その他この要綱に定めがないものについては、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱の執行に関し、その他必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

(1)	人工呼吸器の管理	(6)	導尿
(2)	気管切開部の処置	(7)	点滴の管理
(3)	たん吸引	(8)	浣腸
(4)	経管栄養	(9)	摘便
(5)	中心静脈栄養		